

募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

リテラ・クレア証券株式会社

1. 当社は、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行ってまいります。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。なお、機関投資家のお客様につきましては、需要への参加状況などを考慮の上、適切な配分に心がけております。
 - (1) 新規公開株の場合
新規公開株のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。
新規公開株の抽選は、ブックビルディング期間中に有効需要（公開価格以上の需要）を充たす需要の申告をされたお客様を対象に、次の要領で行います。
 - ① 抽選は、ブックビルディング期間中に当社に行われた需要申告を対象として、抽選日（発行価格決定日の午後3時以降）に当社が行います。この場合、当社が配分する数量のうち、30%をオンライントレードご利用のお客様に割当てその全てを抽選に付すこととし、70%をリテール営業部店ご利用のお客様に割当てその内10%を抽選に付すことといたします。なお、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、一のお客様への当選数量は原則として最低売買単位といたします。
 - ② 抽選に当たっては、抽選対象となる需要申告に対しコンピュータを用いて乱数を生成し、この乱数により付番された番号を1番から順番に並び替えて最低売買単位の数量を順次割当て、配分先を決定いたします。
 - ③ 抽選の結果、当選しなかった需要申告は、次のとおり取扱うものとします。
 - イ. オンライントレードをご利用のお客様が抽選の結果、当選しなかった場合は、原則としてその効力はなくなったものとします。
 - ロ. リテール営業部店をご利用のお客様が抽選の結果、当選しなかった場合は、下記(2)で定める基準を満たしたお客様に限り、抽選以外の方法による配分を行うことができるものとします。
 - ④ 抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払込みの要領を電話等でお知らせいたします。当選されなかったお客様には、その旨の御連絡はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
 - ⑤ 抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げること又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめご了承ください。
 - イ. ブックビルディングの需要が積み上がらない場合
 - ロ. お客様からの配分の申込み数量が当社における配分予定数量に満たない場合
 - ハ. 抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合
 - ニ. 抽選を行う数量が5単位に満たない場合
 - (2) 新規公開株の抽選によらない配分
次の基準のいずれかを満たしたお客様を総合的に勘案し配分先を決定いたします。
なお、お客様からの配分の申込み数量が、配分予定数量を上回る場合は、抽選にて配分先を決定する場合があります。
 - ① 当社でのお取引経験があるお客様
 - ② 当社にお預けいただいている資産および、他の金融資産の状況等からみて、適合性の原則に沿った配分ができるお客様
 - ③ 新規公開株の入手のため新たに口座を開設されるお客様につきましては、あらかじめご購入に必要な資金の全部を預託いただき、商品に対するリスクを十分に理解されているお客様
 - (3) 新規公開株以外の場合
株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分及び個人のお客様以外のお客様への配分（以下「その他の配分」という。）につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記(2)の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。
4. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、年間(4月～翌年3月迄)を通して新規公開株の抽選によらない配分は一人のお客様につき4回を限度としております。
5. 配分先は、ブックビルディング期間中に需要申告をなされたお客様の中から決定いたします。（新規公開株の抽選による場合については、3.(1)①を参照。）ただし、お客様から需要申告がなされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、需要申告をされてないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。
6. 需要申告は、リテール営業部店の窓口又はお電話で受け付けます。また、オンライントレードをご利用のお客様は当社ホームページの専用ページで受け付けます。
7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、当社が取扱う各新規公開案件における情報は、ブックビルディングの開始から申込期間終了までの間、当社ホームページ (<http://www.retela.co.jp/>) やリテール営業部店の店頭でお知らせいたします。
8. 個別の事案において、6. までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更の理由とともに、前項のブックビルディングの要領に併せてお知らせいたします。
9. 当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、証券取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与える等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと⑤同一顧客への過度な集中配分を行わないこと更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないことなどその配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。
なお、需要申告がこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告はお受けいたしません。
10. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。

以上

制定：平成9年9月1日
最終改正：平成19年3月1日